

ながらスマホ防止装置導入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、ながらスマホ防止装置を導入した場合、導入費用の一部を助成することとし、事業者の行う交通安全対策を奨励することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象装置)

第3条 助成対象装置は、別表1で定める以下の機能を有するながらスマホ防止装置とする。

- 1) 走行中のスマートフォンの制御
- 2) 事務所機器でのスマートフォンの確認

(助成対象)

第4条 助成対象は、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに、新たに助成対象装置を導入したものとする。

(助成金額及び助成制限台数)

第5条 装置本体及び装置の装着に係る費用（以下「導入費用」という。）に対して助成する。

助成金額は1台当たり2,000円とする。

助成制限台数は一事業者当り、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数までとし、上限を100台とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和2年度ながらスマホ防止装置導入助成実績報告書」により、令和3年3月5日までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和3年3月5日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表2に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
 - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(機器の処分の制限)

第9条 事業者は交付対象となった機器が、導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

【別表1】助成対象装置

機器メーカー名	機器名称
三井住友海上火災保険 ㈱	「ながら運転」防止支援 サービス専用端末

【別表2】申請日別助成金交付日

申請日	交付日
4月～9月	当該年度 11月末
10月～1月	当該年度 3月末
2月～3月	翌年度 5月末